

第3次湯沢市子ども読書活動推進計画（案）

「読んでごらん」から「読みたい！」へ

(令和 8 年度～令和 13 年度)



令和 8 年 11 月

湯沢市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の目的	1
2 国や県の動向	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象範囲	2

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1 家庭における読書活動	3
2 保育所・認定こども園における読書活動	5
3 学校における読書活動	6
4 地域における読書活動	8

第3章 計画の基本方針と体系

1 計画の基本方針・全体目標	10
2 計画の体系	11

第4章 子ども読書活動推進のための取組と指標

基本方策1 家庭における読書活動の推進	12
基本方策2 保育所・認定こども園における読書活動の推進	14
基本方策3 学校における読書活動の推進	16
基本方策4 地域における読書活動の推進	18

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	20
2 計画の点検と評価	20

資料編

資料1 第2次湯沢市子ども読書活動推進計画の目標と実績	21
資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律	22
資料3 秋田県民の読書活動の推進に関する条例	24

第 1 章 計画の概要

1 計画の目的

子どもの読書活動は、正しい言葉を学び、豊かな想像力を育むばかりではなく、生涯にわたって自ら考え判断し行動できる「生きる力」を培うために極めて重要です。

本市では、平成28年に「湯沢市子ども読書活動推進計画」を、令和3年に「第2次湯沢市子ども読書活動推進計画」を策定し、本市の子どもたちの読書活動が充実するよう、発達段階に応じた様々な施策に取り組んできました。

近年、スマートフォン等の普及やコミュニケーションツールの多様化といった急激な社会の変化が、子どもの読書環境に大きな影響を与えています。学校現場での1人1台端末※1の普及をはじめ、デジタル環境はもはや特別なものではなく、日常生活の一部となりました。このような時代だからこそ、情報があふれる中で真実を見極める力や、一冊の本とじっくり向き合い深く考える習慣の価値は、これまで以上に高まっています。

これまでの成果を土台としつつ、子どもたちが読書を通じて広い世界とつながり、自らの未来を切り拓いていけるよう、本市の読書活動を一層推進するため「第3次湯沢市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 国や県の動向

国の関連法令・計画

平成 13 年 12 月	子どもの読書活動の推進に関する法律
平成 14 年 8 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）
平成 20 年 3 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）
平成 25 年 5 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）
平成 30 年 4 月	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）
令和 5 年 3 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）

県の関連条例・計画

平成 14 年	県民の読書活動推進計画
平成 20 年 9 月	第二次県民の読書活動推進計画
平成 22 年 3 月	秋田県民の読書活動の推進に関する条例
平成 23 年 3 月	秋田県読書活動推進基本計画
平成 28 年 3 月	第2次秋田県読書活動推進基本計画
令和 3 年 3 月	第3次秋田県読書活動推進基本計画
令和 8 年 3 月	第4次秋田県読書活動推進基本計画

※1 国（文部科学省）が進める「GIGA スクール構想」により、全国の小中学校で児童生徒一人につき1台の学習用端末（タブレットなど）が配布される仕組みです。

3 計画の位置付け

本計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定する「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として策定します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和13年度までとします。

5 計画の対象範囲

本計画の対象は、子ども（おおむね18歳以下の者）と、家庭、学校^{※2}、地域等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体とします。

第3次湯沢市子ども読書活動推進計画策定のためのアンケート調査 （読書に関するアンケート調査）

本計画を策定するにあたり、読書に関する実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

回答期間	令和8年2月上旬～下旬		
調査対象	市立小学校2年生	189人	（回答177人）
	市立小学校5年生	258人	（回答227人）
	市立中学校2年生	245人	（回答214人）
	市内在住未就学児の保護者	未就学児 721人	（回答51件）
	市立小学校	6校	（回答6校）
	市立中学校	6校	（回答6校）
	市内保育所及び認定こども園	12施設	（回答10施設）

※2 本計画における学校の対象は、湯沢市立小・中学校とします。

第 2 章 子どもの読書活動の現状と課題

1 家庭における読書活動

【これまでの取組と現状】

平成22年度に開始したブックスタート事業^{※3}を継続して実施し、生まれた子どもが絵本と出会うきっかけをつくるとともに、乳児と保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごせるよう働きかけました。

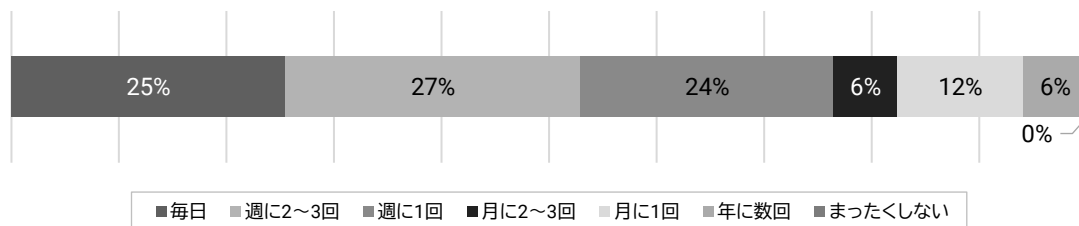
令和6年度からは、3歳児の保護者を対象にブックスタート事業後の追跡調査を実施し、事業の有効性を検証しました。

また、市立図書館では、家庭での読書活動を支援するため、家読（うちどく）^{※4}コーナーの充実に努めました。家族の中で感想を分かち合えるよう、読み聞かせに適した本をはじめ、家族がそろって楽しめる本や家族で共有しやすいテーマの本を選定しました。

乳幼児が絵本を十分に楽しむためには読み聞かせが欠かせませんが、アンケート調査の結果によれば、子どもが4歳以上になると読み聞かせの頻度が低くなっています。これは令和2年度にも同様の傾向が見られ、一般的に子どもが絵本をひとり読み^{※5}できるようになる4～5歳の時期が、家庭での読み聞かせにおいて一つの転機となっていることが推測されます。

小中学生になると、ゲームや動画視聴、SNS利用などに時間を費やすようになり、学年が上がるにつれ、余暇の時間に読書をする割合は減少しています。

◆ 家庭での読み聞かせの頻度（乳幼児保護者による回答）

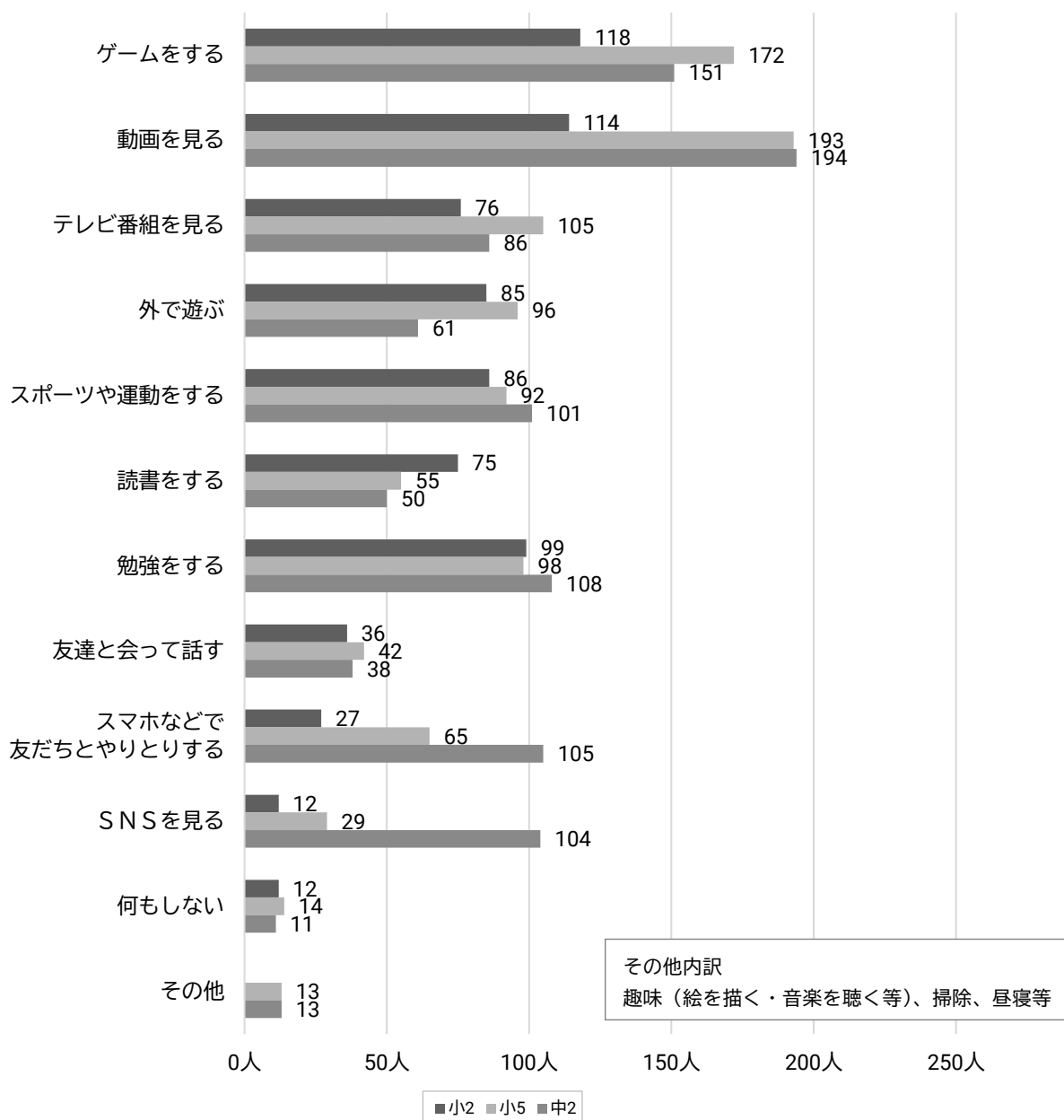


※3 ブックスタートとは、読み聞かせの体験と絵本の贈呈を通して、乳児と保護者が絵本で心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる取組です。湯沢市では、7か月児健康診査の際に実施しています。

※4 家読とは、「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動です。

※5 ひとり読みとは、子どもが自分で本を読む読書活動です。

◆ 小中学生の余暇時間の過ごし方



【課題】

子どもが乳幼児期から本に親しみ、自主的な読書習慣を身に付けるためには、保護者の理解と協力が不可欠です。しかし、核家族化や共働き家庭の増加等により、家庭において読書の時間を作るのが難しいという現状があります。

また、幼少期からスマートフォンやタブレットに触れる生活が日常化しており、デジタルコンテンツ利用の低年齢化が進んでいます。

このような中で積極的な読書活動を促すためには、保護者の読書に対する心理的・物理的ハードルを下げる必要があります。

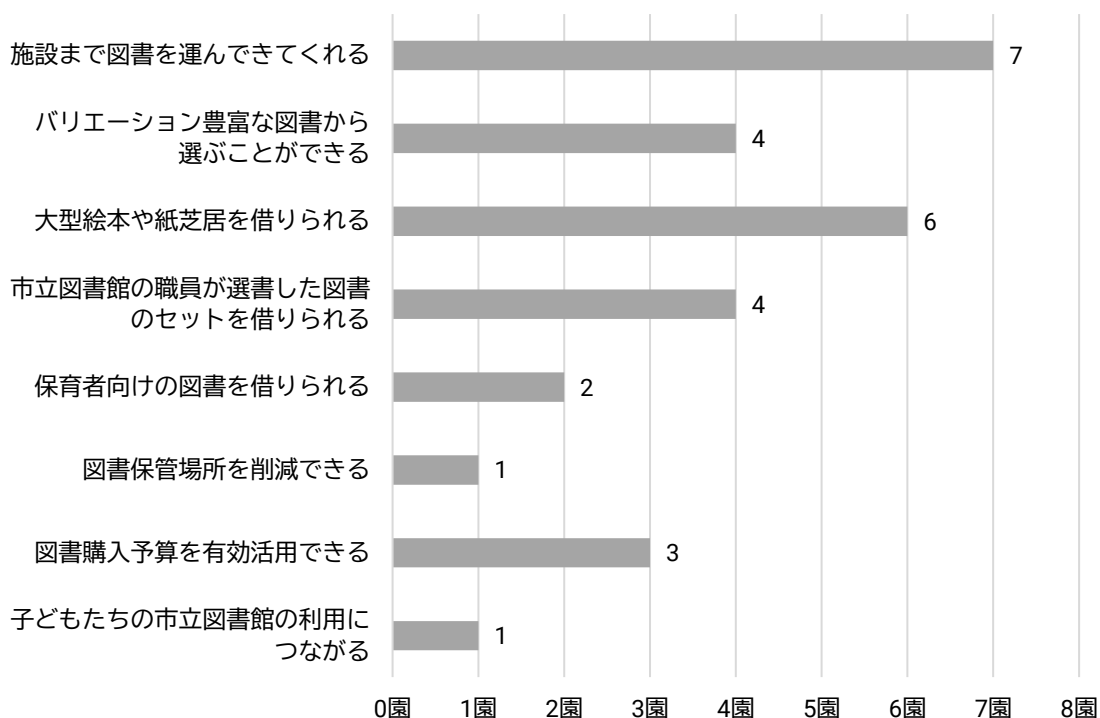
2 保育所・認定こども園における読書活動

【これまでの取組と現状】

市内の保育所・認定こども園に対しては、市立図書館の施設配本サービス※⁶の提供を中心とした支援を行いました。本サービスは、各保育施設で子どもが多様な本にふれる機会や環境づくりを支える有効な手段として高く評価されており、利用施設からは継続を求める声が寄せられています。

また、市内の未就学児の保育所・認定こども園の利用率は80%以上と高く※⁷、これらの施設が、家庭における読書活動に大きな影響力を持ちうる存在となっています。保護者向け市立図書館だよりを、各保育施設を通じて提供することで、保護者の読書への関心を高め、親子で本に親しむきっかけづくりを図りました。

◆ 市立図書館の施設配本サービスを利用するメリット



【課題】

子どもの読書への関心をより高めるためには、絵本の選び方や子どもの反応に応じた関わり方など、保育者の読み聞かせ技術を高める必要があります。現状では、保育者個人の経験値やスキルに依存する側面が大きく、専門性を高めるための研修機会が不足しています。

※⁶ 施設配本サービスとは、市内福祉施設・団体を巡回し、図書等の貸出を行うサービスです。

※⁷ 令和7年4月1日時点で80.9%。令和3年4月1日時点では72.6%で、年々上昇しています。

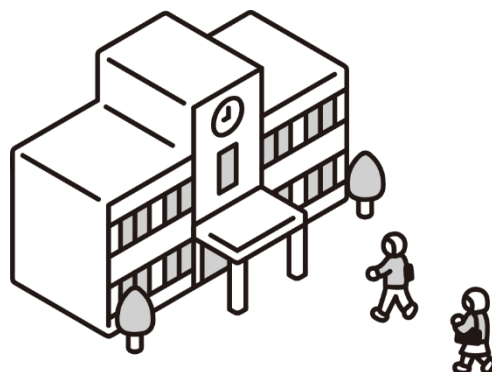
3 学校における読書活動

【これまでの取組と現状】

市立小学校及び中学校の各校において読書活動の時間を設定し、児童生徒の読書時間を確保するよう取り組みました。アンケート調査の結果によると、小学校では児童への読み聞かせや学級文庫の設置、中学校ではビブリオバトル^{※8}の実施に取り組んだ学校が多かったことから、自身で本を読む一般的な読書にとどまらず、多様な読書の機会づくりを行っていることがわかります。学習単位と関連する本を読んだり、本を用いて調べ学習を行ったりするために学校図書館で授業を実施したほか、推薦図書や新刊図書を児童生徒の目につきやすい場所に展示するなど、児童生徒が本に関わる時間を積極的につくっています。

学校図書館では、児童生徒の読書や学習をより充実させるため、子ども読書活動支援員^{※9}を配置して環境整備に努めました。学校図書館担当教職員の計画のもとで、学校図書館資料の選定・廃棄をはじめ、読み聞かせを行って読書指導を補助したり、学校図書館の利用促進事業を提案したりするなど、児童生徒の読書に対する意欲や関心を高められるよう努めました。また、生徒会・委員会の活動や教職員の教材準備をサポートして、児童生徒の学びに寄り添う学校図書館づくりを行いました。

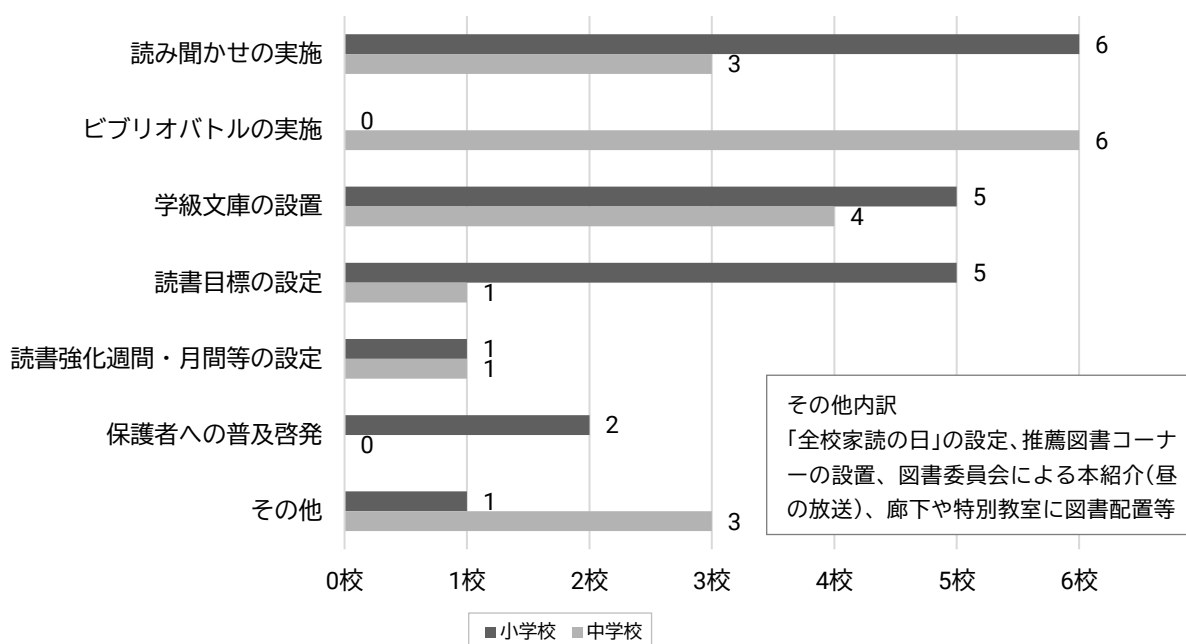
近年は、市立図書館との連携に一層力を入れており、授業等で市立図書館の資料を活用する学校が増えています。子ども読書活動支援員が、児童生徒・教職員と市立図書館との連絡調整役を担うことで、的確かつ円滑に市立図書館の資料を提供することが可能になりました。教職員の間でも、学校図書館と比べ網羅的な市立図書館の資料を活用する意義や効果的な活用法などが浸透・定着してきました。



※8 ビブリオバトルとは、発表者がお薦めの本の魅力を5分間で紹介し、2～3分のディスカッションの後、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」（チャンプ本）を投票で決める知的書評合戦です。

※9 子ども読書活動支援員は、湯沢市において、児童生徒が落ち着いて読書や学習をすることができるよう、安らぎのある、開かれた学びの場としての学校図書館の環境を整備するために小・中学校に配置されています。

◆ 学校において読書活動推進のために行っている活動



◆ 市立図書館の学校への貸出状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
475 冊	573 冊	521 冊	634 冊	726 冊

【課題】

生涯を通じて読書に親しむ基盤をつくるためには、幼少期に身に付けた読書習慣を継続していくことが重要ですが、部活動や習い事などが本格化する小学校高学年から中学校の時期に、読書から離れてしまう児童生徒が少なくありません。

また、ともに市の財産である学校図書館と市立図書館の蔵書をより有効活用するため、資料の検索や予約などの利便性を向上させる必要があります。

4 地域における読書活動

【これまでの取組と現状】

市立図書館では、乳幼児から高校生まで各発達段階の知的好奇心に応えられるよう、市立図書館の資料収集基準と利用者ニーズを両立した選書を継続し、鮮度の高い蔵書構成を維持することに努めました。

乳幼児期における本との出会いを重視し、0～3歳児を対象とした読み聞かせ会を定期開催して、保護者への読み聞かせの普及と家庭での読書習慣の定着を後押ししてきました。また、読書を単なる習慣にとどめず、豊かな文化体験として楽しんでもらえるよう、著名な絵本作家を招いたイベントを開催しました。これにより、子どもが本の世界を身近に感じ、本に親しむきっかけを広めています。

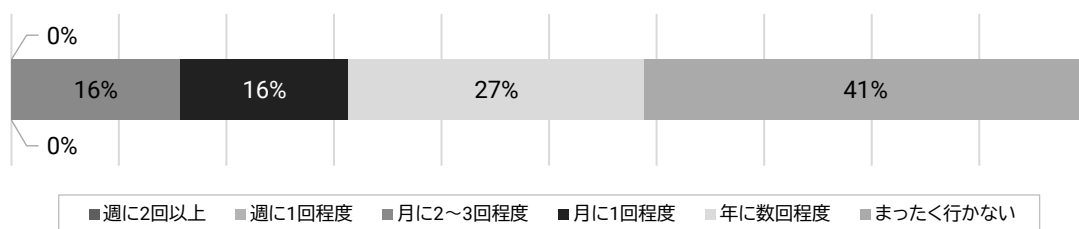
市立図書館利用を促す取組として、貸出実績に応じて特典を設けたり、貸出と連動したゲーム的イベントを実施したりして、子どもが主体的に市立図書館へ足を運ぶ仕組みづくりを行いました。さらに、子どもを対象にした市立図書館だよりは、子ども自身が自分に関わりのある情報だと感じて興味を持てるよう、小学生、中学生、高校生といった成長段階に合わせた内容で発行してきました。子どもの関心を引く紙面づくりを心がけることで、市立図書館の情報がより身近に、より確実に届くように工夫を重ねています。

しかし、こうした取組の一方で、イベントなどの単発的な参加はあるものの、市立図書館を日常的に利用する層の広がりには結びついていないのが現状です。

また、市立図書館以外にも、地域住民で組織された読み聞かせボランティアグループや家庭教育支援チーム※¹⁰が、子どもの読書に関する活動をしています。それぞれの団体では、子どもの健やかな成長を支えるために、趣向を凝らした企画やスキルの向上を図るなど、活動の幅を広げるための主体的な取組を続けてきました。このような取組を支援するため、市立図書館では各団体の活動に役立つ本を重点的に購入したり、図書の貸出冊数を一般利用者よりも拡大したりするなど、活動しやすい環境づくりに努めました。

※¹⁰ 家庭教育支援チームは、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、学校や保健福祉機関等とも連携しつつ、身近な地域において保護者への支援を行う団体です。

◆ 市立図書館の利用頻度（乳幼児保護者による回答）



◆ 市立図書館の児童書受入数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
916 冊	1,036 冊	1,259 冊	1,162 冊	1,039 冊

【課題】

現在の市立図書館の利用は一部の子どもに限られており、日常的に利用する層が固定化されている現状があります。特に、中学生・高校生を中心としたティーンズ世代の利用が少ないことは、今後の大きな課題です。

また、居住地域によっては、子どもが自力でアクセスできる範囲に図書館や書店が存在しないなど、地理的な制約が本に触れる機会の格差につながっている可能性があります。住んでいる場所に関わらず、本が身近にある状況を整え、どこにいても同じように本を楽しむ環境をつくることが求められています。



第 3 章 計画の基本方針と体系

1 計画の基本方針・全体目標

本市の子どもが生涯にわたり本に親しみ、豊かな感性と生きる力を育んでいけるよう、今後の施策の柱となる基本方針と全体目標を以下のとおり定めます。

<基本方針>

「読んでごらん」から「読みたい！」へ

読書の種をいたるところにまいて、子どもたちの「読みたい！」を育むまちを目指します。



<全体目標 1>

本を読むことが好きな子どもの割合を増加させる

	令和2年度 実績	令和7年度 実績	第2次計画期間 平均※11	令和13年度 目標
小学2年生	67.8%	76.3%	69.6%	70.0%
小学5年生	50.0%	27.8%	38.7%	50.0%
中学2年生	32.1%	26.2%	33.9%	40.0%



<全体目標 2>

1か月に1冊以上の本を読んだ子どもの割合を増加させる

	令和2年度 実績	令和7年度 実績	第2次計画期間 平均	令和13年度 目標
小学2年生	100.0%	100.0%	97.9%	100.0%
小学5年生	99.6%	97.8%	98.9%	100.0%
中学2年生	88.9%	83.2%	83.2%	85.0%

※11 第2次計画期間平均の算出にあたっては、特異な要因により平年と著しく異なる傾向を示した年度の実績を除外しています。

2 計画の体系

基本方針に基づいて取り組むべき方策の全体像を、以下のとおり体系図として示します。

<基本方針>

「読んでごらん」から「読みたい！」へ

読書の種をいたるところにまいて、子どもたちの「読みたい！」を育むまちを目指します。



<基本方策1> 家庭における読書活動の推進

- ・ 本との出会いの支援
- ・ 読書への意欲喚起



<基本方策2> 保育所・認定こども園における読書活動の推進

- ・ 読書環境整備の支援
- ・ 保育施設における読書活動の推奨



<基本方策3> 学校における読書活動の推進

- ・ 読書活動の機会の創出
- ・ 読書環境整備の推進
- ・ 市立図書館との連携



<基本方策4> 地域における読書活動の推進

- ・ 市立図書館における子ども向けサービスの充実
- ・ 湯沢市複合公共施設 Yuinas 内での連携
- ・ 読み聞かせボランティアグループ・家庭教育支援チームの活動の支援

第 4 章 子ども読書活動推進のための取組と指標

基本方策 1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、家庭での日常生活の中でつくられます。本への興味を引き出し、その楽しさを伝えることが家庭の重要な役割です。

1 本との出会いの支援

乳幼児期からの本との出会いを支援することは、多様な価値観や未知の知識に触れるきっかけとなり、子どもの知的好奇心や自ら考える力、豊かな人間性を育む基盤となります。一人ひとりの発達段階や興味関心に合った本選びを支えることで、子どもたちが自ら進んで読書に親しむ意欲を育てていきます。

【主な取組】

(1) ブックスタート等の実施

引き続き、ブックスタート事業を通して、子どもが「はじめの1冊」と出会うきっかけを提供します。加えて、セカンドブック事業^{※12}など、成長段階に合った本と出会う新たなきっかけづくりを検討し、自発的な読書活動へのステップアップを支援します。

(2) 本情報の発信

市立図書館だよりの発行を継続し、おすすめの本の紹介や読書に役立つ情報を定期的に届けることで、家庭での本選びをサポートします。

2 読書への意欲喚起

保護者が読み聞かせの大切さや楽しさを改めて理解し実感することは、子どもが自ら本を楽しもうとする意欲を育むことにつながります。また、日々の暮らしの中で自然と本に手が伸びるような環境をつくることで、本を身近に楽しむ意識が家庭に定着するよう働きかけます。

【主な取組】

(1) 「家読」の周知・普及

家族で同じ本を読んで感想などを伝えあう「家読」の輪を広げるため、その意義や魅力について広く伝えていきます。市立図書館では、家族で一緒に楽しめる本をまとめた専用コーナーの設置を検討し、家読の普及を促進します。

^{※12} セカンドブック事業とは、ブックスタートのフォローアップ事業です。発達段階に合わせた本を贈呈することで、子どもの健やかな成長を支えることが目的です。

(2) 読書しやすい環境整備

子どもや保護者が場所や時間を気にせずに読書を楽しめるよう、読書環境の利便性向上を図ります。また、市立図書館において、小さなお子様連れでも周囲に気兼ねなく利用できる日程を設けることで、安心して来館しやすい環境を整えます。



基本方策1 活動指標

	令和7年度実績	令和13年度目標
ブックスタート事業で絵本を受け取った家庭の割合	100.0%	100.0%
家読コーナーを設置している市立図書館・施設の割合	25.0%	100.0%



基本方策 2 保育所・認定こども園における読書活動の推進

認定こども園や保育所は、豊富な本が揃った読書環境であるとともに、読み聞かせを通じて子どもたちが物語の世界を分かち合える貴重な場です。

1 読書環境整備の支援

就学前の集団生活の場は、日常的に良質な作品に触れ、想像力を広げる機会を提供する拠点となります。保育施設で本に親しみやすい空間を整えることは、家庭の状況を問わず多くの子どもに充実した読書環境を提供し、心豊かな成長を支えるために重要です。

【主な取組】

(1) 施設配本サービスの実施

引き続き、市立図書館の蔵書を定期的に各施設に届ける施設配本サービスを実施します。施設の蔵書を補い、常に新しい本と出会える環境づくりを支援することで、子どもたちの読書への興味を継続的に引き出します。

(2) 読書支援団体・制度等の活用の推奨

読み聞かせボランティアや助成金・研修制度の情報について、保育施設に共有します。外部団体や公的支援を効果的に取り入れることで、各施設における読書活動のさらなる活性化を図ります。

(3) 読書に関する情報発信の強化

市立図書館が持つ本に関する知識やアイデアを、保育施設の先生方へ積極的に発信し、日々の保育や読書環境づくりに活かせる情報を共有します。

2 保育施設における読書活動の推奨

家庭での読み聞かせは、子どもが安心して絵本の世界を味わえるのに対して、保育施設での行う集団での読み聞かせは、社会性や協調性を育む貴重な機会となります。多くの子どもに幅広い読書体験のきっかけを提供するために、保育施設における読み聞かせの積極的な実践を促します。

【主な取組】

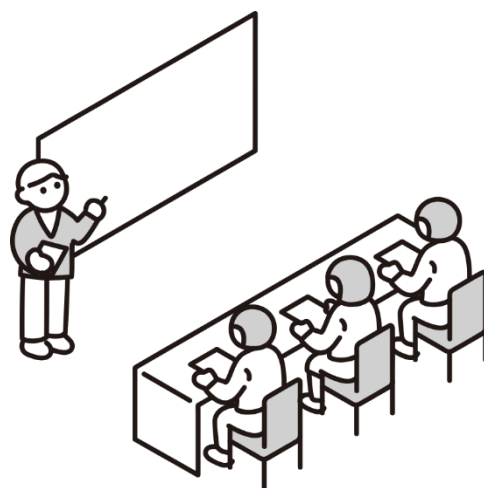
(1) 保育者向け研修の実施

保育士等を対象に、読み聞かせの技術や選書方法を学ぶ専門的な研修の実施を検討します。保育施設においてより質の高い読書活動を行うために、実践的なスキルを磨く機会を提供します。



基本方策２ 活動指標

	令和７年度実績	令和13年度目標
施設配本サービスを利用している保育所・認定こども園の割合	72.7%	80.0%
保育者向け研修で肯定的評価をした受講者の割合	—	90.0%



基本方策 3 学校における読書活動の推進

子どもが一日の大半を過ごす学校は、主体的・意欲的な読書習慣づくりを促す点において重要な役割を担っています。

1 読書活動の機会の創出

学校は、他者の多様な考えに触れて、新しい世界を広げられる場です。意図的に本と出会う機会をつくることで、教科の枠を超えた探究心を育むとともに、友だちや先生との対話を通じて多角的な視点や豊かな感性を養うことが重要です。

【主な取組】

(1) 読書活動の実施

一斉読書の時間や読書強化週間などを設定して、学校生活の中で習慣的に読書に取り組む機会づくりに努めます。

(2) 授業における学校図書館活用

各教科の学習内容に合わせ、学校図書館の資料を積極的に活用します。国語はもちろん、理科や社会などの調べ学習でも、図書館を「学習センター」として位置づけます。必要な情報に的確にアクセスできるようサポートする「レファレンスサービス※13」を充実させ、子どもが自ら探究し、多角的に学ぶ力を身につけられるよう導きます。

(3) 本との接点づくりの実践

おすすめ図書の展示や読書関連事業の開催、市立図書館だよりの配布などを通じ、学校生活のさまざまな場面に本との接点をつくります。子どもの意識が自然と本に向き、主体的に読書に取り組める場を整えます。

2 読書環境整備の推進

学校図書館をはじめとする読書環境の整備は、子どもの知的好奇心を受け止め、学びを支える基盤として不可欠です。図書館は単なる本の保管場所ではなく、豊かな心と情報活用能力を育む場として、子どもの成長を支える重要な役割を果たしています。

【主な取組】

(1) 学校図書館等の充実

計画的な蔵書の更新や適切な廃棄を進め、鮮度が高く魅力ある蔵書を維持します。また、利便性や操作性を備えた学校図書館システムによるスムーズな貸出体制の構築や、整理整頓された利用しやすい図書館づくりに努めます。加えて、電子書籍の導入など、時や場所を選ばずに幅広い資料を利用できる環境整備を検討します。

※13 レファレンスサービスとは、資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結びつけるサービスです。図書館ではさまざまな質問に対して資料に基づいて回答をしています。

(2) 子ども読書活動支援員の配置

市内全校に子ども読書活動支援員を配置し、学校図書館の環境整備や図書選定のアドバイスなどを行います。教職員や市立図書館と連携し、子どもが本に親しみやすい充実した読書環境をつくれます。

3 市立図書館との連携

学校図書館と市立図書館の連携は、双方の資料やスタッフの知見を活かし、地域で子どもの学びを支えるために不可欠です。学校は市立図書館の豊富な蔵書や司書の専門スキルによって教育活動を深められ、市立図書館では学校を通じて多くの子どもに本を届け、将来にわたって図書館に親しむ市民を育てることにもつながります。

【主な取組】

(1) 市立図書館所蔵の資料活用

市立図書館の豊富な資料を学校へ提供し、蔵書を補完します。授業等のテーマに合わせた選書や貸出を行い、多様な資料に触れる機会を確保することで、幅広く奥深い学習を支えます。

(2) 合同研修の実施

教職員や子ども読書活動支援員、市立図書館職員が共に学ぶ合同研修会を開催します。学校と公共図書館のスタッフが支援のノウハウや事例を共有することで、指導力の向上と連携の強化を図ります。

(3) 定期的な情報交換・共有

子ども読書活動支援員、教育委員会事務局、市立図書館による定期的な連絡会を開催します。現場の課題や成功事例、活用状況などの情報を共有し、組織の枠を超えた深い連携を図ります。



基本方策3 活動指標

		令和7年度実績	令和13年度目標
読書活動の時間を設定している	小	100.0%	100.0%
学校の割合	中	100.0%	100.0%
学校図書館図書標準を達成して	小	83.3%	100.0%
いる学校の割合	中	50.0%	100.0%
団体貸出や施設配本サービスを	小	100.0%	100.0%
利用している学校の割合	中	50.0%	80.0%

基本方策 4 地域における読書活動の推進

市立図書館は、地域における読書推進の中心的な役割を担っています。読み聞かせボランティアをはじめとする多様な立場の人々が一丸となって、子どもの読書活動を支えることが重要です。

1 市立図書館における子ども向けサービスの充実

市立図書館は、家庭環境に関わらずすべての子どもが等しく本に触れられる、地域に開かれた学びの場です。学校とは異なる自発的な好奇心を育む場として、多様な本やサービスを充実させることは、子どもの健やかな成長を支えるために欠かせません。

【主な取組】

(1) 選書・展示の工夫

子どもの興味や発達段階に合わせて展示や選書を行います。思わず手に取りたくなるような魅力的な書棚づくりを心がけることで、子どもが新しい本や未知の分野へ関心を広げるきっかけを提供します。

(2) ティーンズを対象にした取組の実践

中高生世代の関心に寄り添うコーナーの設置や、情報発信を強化します。思春期特有の悩みや将来の進路に役立つ資料を充実させ、中高生が気軽に立ち寄り、知的好奇心を刺激できる居場所づくりを進めます。

(3) 子ども・親子向け読書イベント等の実施

絵本作家によるワークショップなど、日常とは異なる読書体験ができるイベントを定期的に関催し、子どもや親子連れが図書館へ足を運びたくなるしかけをつくります。

(4) 施設見学・職場体験等の受入れ

保育所・認定こども園や学校からの施設見学、中高生の職場体験を積極的に受け入れます。図書館の裏側や司書の仕事に触れる実体験を通して、本や図書館への理解を深めるとともに、将来の職業観を育みます。

(5) ICTを活用したサービスの検討

電子書籍の導入など、ICTを活用した新たな読書環境の整備を検討します。デジタルならではの利便性を活かし、多様な読書スタイルの提供を図ります。

2 湯沢市複合公共施設Yuinas内での連携

湯沢市複合公共施設Yuinasには、図書館機能の他に、子育て支援機能、生涯学習機能、歴史資料展示機能などが備わっています。施設内のあらゆる場面で本に触れる機会が生まれるよう、図書館と各機能が連携します。多様な分野と読書を掛け合わせて、子どもの興味・関心を多角的に引き出していきます。

【主な取組】

(1) 子育て支援機能との合同事業の実施

子育て支援機能と合同でおはなし会や講座を企画・実施し、育児関連本のコーナー設置も行います。施設内の動線を活かし、子育て支援サービスの利用にあわせて図書館機能も一体的にサービスを提供します。

(2) 生涯学習機能・歴史資料展示機能との連動事業の実施

生涯学習機能や歴史資料展示機能の事業と連動したテーマ展示などを、図書館内でタイムリーに実施します。各機能の企画や事業にあわせて関連資料を展開することで、様々な体験と読書をつなぎます。

3 読み聞かせボランティアグループ・家庭教育支援チームの活動の支援

読み聞かせボランティアグループや家庭教育支援チームなどは、子どもと本をつないでくれる大切なパートナーです。活動を支援することで、行政だけでは行き届かない細やかな読書活動の推進につながります。

【主な取組】

(1) グループ等への資料貸出・選書協力

グループ等が活動で使用する本の団体貸出や、司書等による選書協力を行います。団体のニーズに合わせた本を提供することで、活動の充実を図ります。

(2) おはなし会等情報の周知

グループ等が実施するイベント等により多くの親子が参加できるよう、館内掲示や市立図書館だより等を通じて周知に協力します。



基本方策4 活動指標

	令和7年度実績	令和13年度目標
0～18歳の市人口に占める市立図書館登録者の割合	52.4%	57.0%
親子向け読書イベントで肯定的評価をした参加者の割合	100.0%	100.0%
湯沢市複合公共施設Yuinas内での合同・連動事業の企画回数	—	年3回

第 5 章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするため、庁内関係課を中心に関係組織・機関が連携し、定期的に進捗状況を共有します。家庭、学校、地域など、子どもの読書活動に関わる様々な場がつながり合い、地域全体で子どもの豊かな読書体験を支えるネットワークを作ります。

2 計画の点検と評価

本計画で定めた方策ごとの取組を評価するために設けた活動指標を基に、本計画の進捗状況を点検・評価します。「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルにより、事業の見直しと質の向上を着実に進めます。



資 料 編

資料１ 第２次湯沢市子ども読書活動推進計画の目標と実績

- ◎ 本を読むことについて「好き」な児童・生徒の割合が、令和７年度までに目標の数値となることを目指します

	令和２年度実績	令和７年度目標 令和７年度実績
小学２年生	67.8%	73.0% 76.3%
小学５年生	50.0%	55.0% 27.8%
中学２年生	32.1%	35.0% 26.2%

- ◎ １か月間に読んだ本の冊数が０冊の児童・生徒の割合が、令和７年度までに目標の数値となることを目指します

	令和２年度実績	令和７年度目標 令和７年度実績
小学２年生	0.0%	0.0% 0.0%
小学５年生	0.4%	0.0% 2.2%
中学２年生	11.1%	10.0% 16.8%

- ◎ １か月間に、学校の図書館や図書コーナー等に11回行くことを目指します

	令和７年度実績
小学２年生	71.8%
小学５年生	52.4%
中学２年生	13.1%

※ １か月間に、学校の図書館や図書コーナー等に11回以上行った児童・生徒の割合

- ◎ ４歳児以上の保護者が自分の子どもへ読み聞かせをする頻度「週３～４回」以上の割合が、令和７年度までに目標の数値となることを目指します

令和２年度実績	令和７年度目標 令和７年度実績
34.4%	39.0% 31.4%

資料２ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料３ 秋田県民の読書活動の推進に関する条例

平成二十二年秋田県条例第二十五号

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（県民読書活動推進基本計画）

第四条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

２ 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

３ 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

（財政上の措置等）

第五条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（関係機関等との連携）

第六条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

第3次湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議委員名簿（令和7～8年度）

策定会議

会長	高橋 秀明	教育部長	(令和7～8年度)
副会長	石川 一光	生涯学習課長	(令和7～8年度)
委員	高山見美子	子ども未来課長	(令和7～8年度)
	佐藤 宏紀	学校教育課長	(令和7年度)
	池部 亨	学校教育課長	(令和8年度)
	金野 寛子	作業部会長（湯沢図書館長）	(令和7～8年度)
オブザーバー	大山 真琴	生涯学習課文化財保護室長(前湯沢図書館長)	(令和7～8年度)

作業部会

部会長	金野 寛子	湯沢図書館長	(令和7～8年度)
委員	中村 太	子ども未来課児童福祉班長	(令和7年度)
	加藤 信悦	子ども未来課児童福祉班長	(令和8年度)
	大山 幸	子ども未来課子ども子育て応援班長	(令和7～8年度)
	佐藤 孝子	子ども未来課子育て支援総合センター長	(令和7～8年度)
	北林 尚子	学校教育課指導班指導主事	(令和7～8年度)
	伊藤 潤子	湯沢市立湯沢西小学校教諭	(令和7～8年度)
	福地 遥奈	湯沢市立山田中学校教諭	(令和7年度)
		湯沢市立湯沢南中学校教諭	(令和8年度)
	三浦 夏樹	皆瀬保育園保育士 (湯沢市保育施設連絡協議会)	(令和7～8年度)
	高橋 裕夏	双葉幼稚園主幹保育教諭 (湯沢私立幼稚園連絡協議会)	(令和7～8年度)
	阿部 猛	子ども読書活動支援員	(令和7年度)
	泰松由紀子	子ども読書活動支援員	(令和7～8年度)
	黒澤 尚子	子ども読書活動支援員	(令和7～8年度)
	笹原 優妃	子ども読書活動支援員	(令和8年度)
オブザーバー	田中 一有	株式会社ヴィアックス(Yuinas指定管理者)	(令和7～8年度)
	平野 翼	株式会社ヴィアックス(Yuinas指定管理者)	(令和7～8年度)

(庶務)

	阿部 吉彦	生涯学習課社会教育班長	(令和7～8年度)
	鈴木 裕子	湯沢図書館主幹	(令和7～8年度)
	門脇 百子	湯沢図書館主査	(令和7～8年度)

第3次湯沢市子ども読書活動推進計画

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課

TEL 0183-73-2163 / FAX 0183-72-8515